

共 済 組 合 公 報

第 5 5 9 号

長野市権堂町 2 2 0 1 番地
長野県市町村職員共済組合
電話 0 2 6 (2 1 7) 5 6 0 0

目 次

- 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について 1
- 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について 2

公告第 1 号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、令和 6 年 1 月 26 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

令和 6 年 1 月 26 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 金 子 ゆかり

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年公告第 4 号）の一部を次のように変更する。

第 5 条中「当該各号に掲げる」を「組合員の異動に関する」に改め、同条第 1 号中「様式第 1 号による組合員種別異動報告書又は様式第 1 号の 2 による組合員適用区分変更届」を削り、同条第 2 号中「様式第 2 号による組合員資格喪失報告書」を削り、同条第 3 号中「様式第 3 号による公益的法人等派遣職員に係る組合員異動報告書」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 組合員の氏名、記号及び番号
- (2) 所属機関の名称
- (3) 異動事由及びその異動事由が生じた年月日
- (4) その他必要な事項

第 6 条の 2 中「第 100 条第 2 項」を「第 100 条第 3 項」に、「第 106 条の 3 第 5 項」を「第 110 条の 4 の 3 第 6 項」に、「第 110 条の 6 第 6 項」を「第 110 条の 6 第 5 項」に改め、同条中「標準負担額減額認定証」を削る。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 第 6 条第 1 項の規定は組合員が給付の請求書若しくは関係書類を組合に提出する場合について、同条第 2 項の規定は施行規程第 109 条第 2 項又は第 119 条の規定により組合員に通知する場合について準用する。

第 28 条を次のように改める。

第 28 条 施行規程第 173 条の規定による地方公共団体の報告は、次に掲げる事項を記載した報告書によるものとする。

- (1) 所属所名
- (2) 当月分に係る組合員数、被扶養者数、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額
- (3) 遡及分に係る組合員数、被扶養者数及び標準報酬の月額及び標準期末手当等の額
- (4) 払込みを行う掛金の額、負担金の額及び厚生年金保険料の額
- (5) その他必要な事項

別紙様式第 1 号から第 5 号までを削る。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

公告第 2 号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、令和 6 年 1 月 26 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

令和 6 年 1 月 26 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 金子 ゆかり

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則(昭和 46 年制定)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 5 条第 1 項第 1 号中「地方公務員法」の次に「(昭和 25 年法律第 261 号)」を加える。

第 8 条第 3 項中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 2 項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公告の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項、第 2 項又は第 5 条第 1 項から第 4 項までの規定のいずれかにより採用された職員について第 4 条第 1 項の規定を適用する場合においては、同項中「法に基づく他の組合の組合員又は国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)第 3 条第 1 項に規定する国家公務員共済組合(以下「国の組合」という。)の組合員から引き続き組合員となった場合における当該引き続く組合員期間を含む」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項、第 2 項又は第 5 条第 1 項から第 4 項までの規定のいずれかにより採用された日の属する月以後の組合員期間に限る」とする。